

## 第3章 横須賀市の自殺対策における取り組み

### 第1節 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえて、本市では、次の基本方針と6つの柱に基づいて自殺対策を推進します。

生きる支援・つながるまち よこすか

～「誰も一人にさせないまち」の実現～

自殺は複合的な要因によって「追い込まれた末の死」であるといわれ、社会問題と捉えられています。本市では、横須賀再興プランで目指している横須賀に関わるすべての人が未来への希望を持ち、お互いの手をとり、支え合う「誰も一人にさせないまち」の実現を目指して取り組みます。そして、自殺に関する問題について、性別・国籍・年齢に関わりなく、多様な価値観を尊重し、自分らしく生きられるよう、個人のみならず、家族や仲間、地域社会全体ですべての分野が結集し、努力していきます。

新たな自殺対策計画の策定においては、市全体の生きる支援に関連する取り組みを総動員させるとともに、地域にある生きる支援のちからを生かし、そのつながりの創出に取り組むとともに、新たな自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえ、次の6つの柱に基づいて自殺対策を推進します。ここには、男女平等の概念や多様性の尊重、すべての個人に差別なく支援することが盛り込まれています。

- 1 生きることの包括的な支援としての対策の推進
- 2 関連施策との連携を強化した全庁的な取り組みの推進
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 6 自殺者等の名誉および生活の平穏への配慮

## 1 生きることの包括的な支援としての対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まるといわれています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に関するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

## 2 関連施策との連携を強化した全庁的な取り組みの推進

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な支援の取り組みが重要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等さまざまな分野の施策、組織および関係者と密接に連携し、包括的な取り組みを推進します。

## 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」において、それぞれ、かつ総合的に推進し社会全体の自殺リスクを低減します。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「さまざまな分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていく考え方(三階層自殺対策運動モデル)です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じていきます。

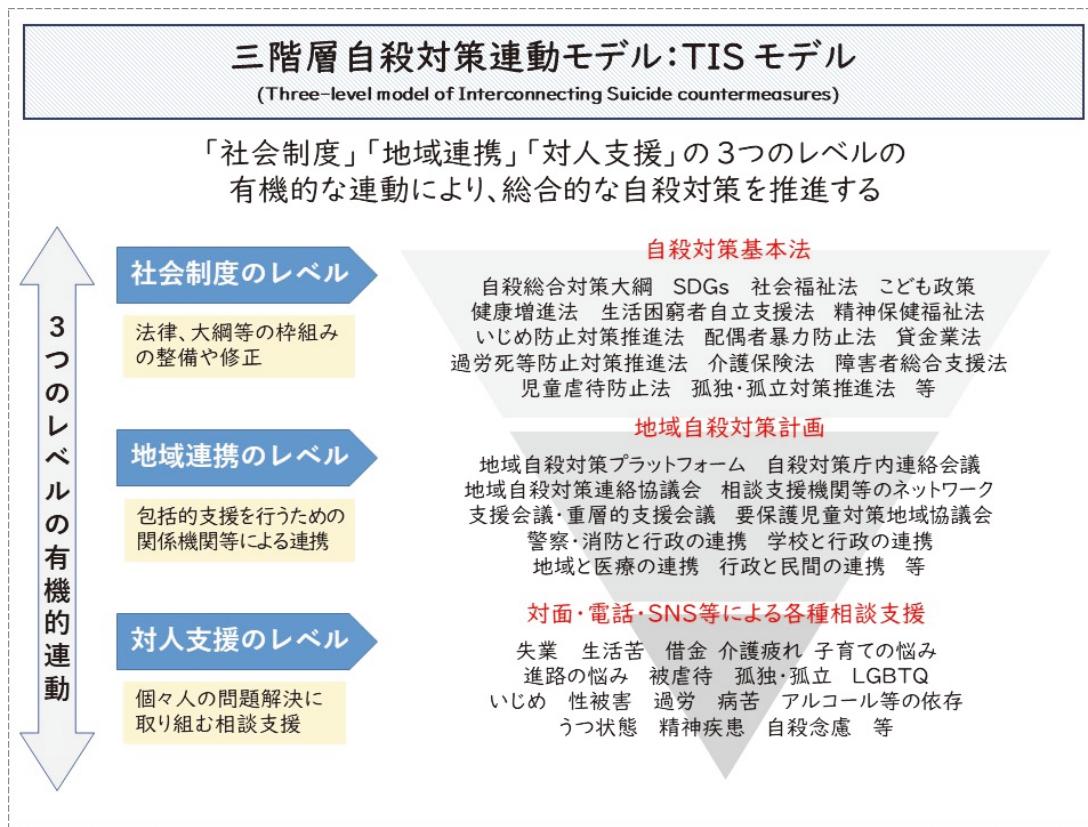


図24 三階層自殺対策連動モデル(TISモデル)

出典：厚生労働省

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引

#### 4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという認識が、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

## 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業および市民等すべての関係者が、「自殺が社会全体の問題であり我が事である」ことを認識し、主体的に自殺対策に取り組むことが期待されます。

また、それら関係組織および関係者が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

## 6 自殺者等の名誉および生活の平穏への配慮

自殺者および自殺未遂者ならびにそれらの者の親族等の名誉および生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組みます。